

第74号議案参考資料

議案名

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険税の税率、税額及び賦課限度額について変更したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の変更

令和8年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり賦課限度額を変更する。
(第2条関係)

区分	現行	改正後	比較
医療給付費分	650,000円	660,000円	10,000円
後期高齢者支援金等分	240,000円	260,000円	20,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円
合計	1,060,000円	1,090,000円	30,000円

(2) 国民健康保険税の税率及び税額の変更

令和8年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり税率及び税額を変更する。
(第3条及び第5条から第9条まで関係)

区分	現行	改正後	比較
医療給付費分	所得割率 7.20%	7.95%	0.75%
	均等割額 26,400円	38,280円	11,880円

後期高齢者 支援金等分	所得割率	2. 20%	2. 60%	0. 40%
	均等割額	9, 900円	12, 600円	2, 700円
介護納付金分	所得割率	1. 80%	2. 28%	0. 48%
	均等割額	12, 000円	12, 660円	660円
合計	所得割率	11. 20%	12. 83%	1. 63%
	均等割額	48, 300円	63, 540円	15, 240円

(3) 令和 8 年度以降の国民健康保険税について、(1)の表のとおり賦課限度額を変更するとともに、減額する税額を変更する。

(第 21 条関係)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日